

新型コロナウイルスワクチン初回接種について

生後6か月から4歳のお子様も、新型コロナウイルスワクチン接種を受けられます。

接種は強制ではありません。接種にあたっては、発症予防などのメリットと副反応などのデメリットを保護者の方がよく理解したうえで、接種を受けるかどうかご検討ください。

○ **新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種（自己負担なし）は令和6年3月31日で終了します。※4月から乳幼児接種は任意接種（全額自己負担）となります。**



接種にあたっての注意事項

- * **生後6か月未満のお子様は、生後6か月になる日の前日まで接種が受けられません。**
- * **新型コロナウイルスワクチン接種の前後2週間は、インフルエンザ以外のワクチン接種を受けられません。**
(新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンは間隔をあけずに接種を受けることができます。)
- * **生後6か月から4歳のお子様の新型コロナウイルスワクチンの初回接種は次の間隔をあけて3回接種します。**(初回接種を完了するために必要な期間は11週間程度です。お子さまの生年月日によっては、令和5年度内に初回接種に必要な回数分の接種が終わらない場合があります。詳しくは、同封のチラシ「新型コロナウイルスワクチン初回接種の接種回数について」をご確認ください。)
2回目の接種は1回目の接種日の3週間後『同じ曜日』・『同じ医療機関』となり、3回目の接種は2回目の接種日の8週間後『同じ曜日』・『同じ医療機関』となります。
- * 初回接種（1～3回目）が受けられるよう、**あらかじめ接種を受けるお子様と付き添われる保護者の日程を調整のうえ、ご予約ください。** 2・3回目の接種の予約はご自身での手続きは不要です。



接種に使用するワクチン

- * **1回目の接種日時時点で生後6か月から4歳（5歳の誕生日の前々日まで）の場合、接種に使用するワクチンは、ファイザー社の生後6か月～4歳用オミクロン株（XBB.1.5）対応1価ワクチンです。**
(注) 1回目接種日時時点で4歳だったお子様が、2回目や3回目の接種日時時点で5歳になった場合であっても、生後6か月～4歳用のワクチンを接種します。



予約方法



LINEでの予約

※24時間受付可

友だち登録し
予約画面へ



インターネットでの予約

東根市ワクチン接種予約システム

<https://vc.liny.jp/1589>

※24時間受付可



市健康推進課へ電話での予約

東根市 健康推進課 健康企画係

0237-53-1248

受付時間（平日のみ実施）

午前8時30分から午後5時15分まで

- [医療機関]** * ご予約の際は、今回お送りした「予防接種済証の用紙」と「母子健康手帳」をお手元にご用意ください。
* 各医療機関で直接予約の受付は行っていませんのでご注意ください。

医療機関名	所在地
宇賀神内科クリニック	中央南一丁目6-28
江口こども医院	中央二丁目18-1
すずきこどもクリニック	神町北三丁目2-18

- * 明らかな発熱があるときや体調が悪いときなどは接種が受けられません。
- * 前日までのキャンセルは市健康推進課に連絡し、当日のキャンセルは医療機関または市健康推進課にご連絡ください。



5歳の誕生日の前日以降に1回目の接種を受ける場合

- * 5歳の誕生日の前日以降に1回目の接種をご希望される場合は、市健康推進課（TEL:0237-53-1248）までご連絡ください。5歳以上の方用の予約方法等のお知らせを別途お送りします。

接種当日にお持ちいただくもの

- ① 予防接種
済証の用紙**
* 事前に何も
記入せずそのまま
お持ちください
- ② 予診票
(接種券一体型)**
* 接種回数に応じた
予診票の太枠内を
ボールペンでご記入
ください
- ③ 本人確認
書類**
* 健康保険被保険
者証、マイナンバー
カード など
- ④ 母子健康
手帳**
* 他の予防接種
との接種間隔
などの確認の
ため必要です
- ⑤ お薬手帳**
* お薬を飲んで
いる人
- ⑥ 1・2回目の
予防接種済証**
* 他市町村で
1回目または2回目
を終えた後に東根市に
転入した人など



接種日当日の受付をスムーズに行うため、
上記の①から⑥を
今回お送りした封筒に入れて、
ご持参ください。

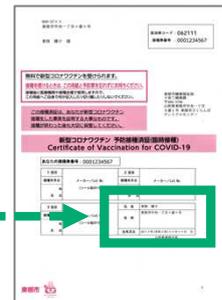


今回お送りしている「予防接種済証の用紙」と「予診票※接種券一体型」について

記載の住所等に変更がないか必ずご確認ください

- * 接種日時点で、記載のご住所等に変更がある場合は、
今回お送りした「予防接種済証の用紙」や「予診票」は使えません
ので、住民票所在地の市町村へ再交付の手続きをしてください。

◀「予防接種済証の用紙」



紛失しないよう大切に保管してください

- * 接種日当日に持参しない場合は、接種を受けることができません。
紛失した場合は、住民票所在地の市町村へ再交付のお手続きが必要です。
- * 「予防接種済証の用紙」は接種後に医療機関で使用します。
接種後、ワクチン接種をしたことを示す証明となります。
接種後も、大切に保管してください。

◀「予診票 ※接種券一体型」



接種回数に応じた「予診票」へ記入しご持参ください

- * 「予診票」の右上に、接種回数（1～3回目）が記載されています。
- * お子様の接種回数と同じ回数が記載された「予診票」へ事前に記入して
お持ちください。

関連情報（厚生労働省ほか）



【厚生労働省】
生後6か月～4歳の子どもへの接種
(乳幼児接種)についてのお知らせ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_inf-chd.html



【厚生労働省】
新型コロナウイルスワクチンQ&A
<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp-qa/>



【ファイザー社】
新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける方
とそのご家族の方々のためのサイト
<https://www.pfizer-covid19-vaccinated.jp/>

新型コロナワクチン接種に関する問い合わせ先

東根市 健康推進課 健康企画係

TEL : 0237-53-1248

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ実施）

聴覚に障害があるなど、耳が不自由な方のお問い合わせ先 ⇒ E-mail corona-v@city.higashine.yamagata.jp